| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 削　除 | | 定款準則第16条<br>削　除 | | なお、収益事業に係る借入金は、収益事業用財産の２分の１を超えていないこと。 | 定款準則第16条<br>審査要領第1-3-(5) |
| (3)収益の処分 | 収益が社会福祉事業又は公益事業の経営に充てられていること。 | | 法第26条第1項<br>審査基準第1-3-(3)<br>定款準則第21条備考二（収益の処分）の条 | (3)収益の処分 | 収益が社会福祉事業又は公益事業の経営に充てられていること。 | 法第26条第1項<br>審査基準第1-3-(3)<br>定款準則第21条備考二（収益の処分）の条 |
| Ⅲ　管　理<br>1　人事管理<br>(1)任免関係 | 施設長の任免に当たっては、理事会の議決を経ていること。 | | 審査基準第3-6-(4)<br>定款準則第12条第2項 | Ⅲ　管　理<br>1　人事管理<br>(1)任免関係 | 施設長の任免に当たっては、理事会の議決を経ていること。 | 審査基準第3-6-(4)<br>定款準則第12条第2項 |
| (2)職務関係 | 削　除 | | | (2)職務関係 | 1　就業規則、給与規定が設けられていること。 | |
| | 削　除 | | 削　除 | | 2　職員の処遇が労働基準法等関係法令通知等に則して適正に行われていること。 | 労働基準法等関係法令、通知 |
| | 削　除 | 削　除 | | | | |
| | 削　除 | | 削　除 | | 3　退職手当共済制度への職員の加入が適正に行われていること。 | 退職手当共済法第2条第1項～第4項、第21条<br>退職手当共済法施行規則第2条、第12条～第19条 |
| | | 削　除 | | | 社会福祉施設等職員・特定介護保険施設等職員及び申出施設等職員が適正に届けられているか、短期雇用者や加入対象外職員等が含まれていないかが確認されること。 | |
| | 削　除 | | 削　除 | | 4　退職手当共済掛金が社会福祉施設等職員・特定介護保険施設等職員及び申出施設等職員の別に従い、独立行政法人福祉医療機構に対して適正に支払われていること。 | 退職手当共済法第2条第6項～第8項、第15条<br>退職手当共済法施行令第6条 |
| | | 削　除 | | | 俸給表に定める俸給と俸給の調整額について適正に届け出られているか、被共済職員期間が実際に雇用された期間と一致しているかが確認されること。 | |
| | 削　除 | | 削　除 | | 5　被共済職員退職届について本俸月額、被共済職員期間が適正に届け出られていること。 | 退職手当共済法施行規則第16条 |
| | 1　職員の資質向上を図るため、職員研修について具体的計画が立てられていること。 | | 法第90条第1項 | | 6　職員の資質向上を図るため、職員研修について具体的計画が立てられていること。 | 法第90条第1項 |
| 2　資産管理 | 1　基本財産、運用財産、公益事業用財産及び収益 | | 審査基準第2-2<br>定款準則第13条、同 | 2　資産管理 | 1　基本財産、運用財産、公益事業用財産及び収益 | 審査基準第2-2<br>定款準則第13条、同 |

| | | 条備考 |
|---|---|---|
| 事業用財産は、明確に区分管理されていること。 | | |
| 2　基本財産（社会福祉施設を経営する法人にあっては、社会福祉施設の用に供する不動産を除く。）の管理運用は、安全、確実な方法、すなわち元本が確実に回収できるほか、固定資産としての常識的な運用益が得られ、又は利用価値を生じる方法で行われていること。 | 次のような財産又は方法で管理運用することは原則として適当でない。<br>①　価格変動の激しい財産（株式、株式投資信託、金、外貨建債権等）<br>②　客観的評価が困難な財産（美術品、骨董品等）<br>③　減価する財産（建築物、建造物等減価償却資産）<br>④　回収が困難になるおそれのある方法（融資） | 審査基準第2-3-(1)<br>定款準則第15条第2項 |
| 3　基本財産以外の資産（運用財産、公益事業用財産、収益事業用財産）の管理運用にあたっても、安全、確実な方法で行われていることが望ましいこと。 | 運用財産、公益事業用財産、収益事業用財産については、株式投資又は株式を含む投資信託等による管理運用も認められる。ただし、子会社の保有のための株式の保有等は認められない。また、株式の取得は公開市場を通してのもの等に限る。 | 審査基準第2-3-(2) |
| 4　株式の保有は原則として右の場合に限られること。 | ①　基本財産以外の資産の運用管理の場合。ただし、あくまで管理運用であることを明確にするため、上場株や店頭公開株のように、証券会社の通常の取引を通じて取得できるものに限る。<br>②　社会福祉法人において、基本財産として寄付された場合。これは設立時に限らず、設立後に寄付されたものも含む。<br>③　上記①及び②の場合は株式の保有が認めら | 審査要領第2-(8)～(10) |

| | | 条備考 |
|---|---|---|
| 事業用財産は、明確に区分管理されていること。 | | |
| 2　資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管されていること。 | | 審査基準第2-3<br>定款準則第15条第2項 |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | れるが、その場合でも、当該社会福祉法人が当該営利企業を実質的に支配することがないように、その保有の割合は、2分の1を超えてはならない。<br>④ 基本財産として株式が寄付される場合には、社会福祉法人としての適切な活動等のため、所轄庁においては、寄付を受けた社会福祉法人の理事と当該営利企業の関係者との関係、基本財産の構成、株式等の寄付の目的について十分注意し、必要な指導等を行うこと。 | | | | |
| | 5 法人の財産(基本財産、基本財産以外の財産双方)については、価値の変動の激しい財産、客観的評価が困難な財産等価値の不安定な財産又は過大な負担付財産が財産の相当部分を占めないようにされていること。 | | 審査基準第2-3-(3) | | | |
| | 6 法人の所有する社会福祉事業の用に供する不動産は、すべて基本財産として定款に記載されていること。また、当該不動産の所有権について登記がなされていること。 | 基本財産とすべき不動産とは、社会福祉施設の最低基準により定められた設備を含む建物並びにその建物の敷地及び社会福祉施設の最低基準により定められた設備の敷地をいうこと。 | 審査基準第2-2-(1)イ | 3 法人の所有する社会福祉事業の用に供する不動産は、すべて基本財産として定款に記載されていること。また、当該不動産の所有権について登記がなされていること。 | 基本財産とすべき不動産とは、社会福祉施設の最低基準により定められた設備を含む建物並びにその建物の敷地及び社会福祉施設の最低基準により定められた設備の敷地をいうこと。 | 審査基準第2-2-(1)イ |
| | 7 基本財産を、(所轄庁)の承認を得ずに、処分し、貸与し又は担保に供していないこと(独立行政法人福祉医療機構に担 | 所定の手続を経ずに、処分、貸与し又は担保に供している基本財産がないことが登記簿謄本により確認されること。 | 審査基準第2-2-(1)ア、第5-(1)<br>定款準則第14条<br>審査要領第2-(5) | 4 基本財産を、(所轄庁)の承認を得ずに、処分し、貸与し又は担保に供していないこと(独立行政法人福祉医療機構に担 | 所定の手続を経ずに、処分、貸与し又は担保に供している基本財産がないことが登記簿謄本により確認されること。 | 審査基準第2-2-(1)ア、第5-(1)<br>定款準則第14条<br>審査要領第2-(5) |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 保を供する場合及び独立行政法人福祉医療機構との協調融資に係る場合を除く。)。 | | | | 保を供する場合及び独立行政法人福祉医療機構との協調融資に係る場合を除く。)。 | |
| | | 8 社会福祉事業の経営上必要な運用財産は、適正に管理され、処分がみだりに行われていないこと。 | 審査基準第2-2-(2)イ | | | 5 社会福祉事業の経営上必要な運用財産は、適正に管理され、処分がみだりに行われていないこと。 | 審査基準第2-2-(2)イ |
| | | 9 不動産を国又は地方公共団体から借用している場合は、国又は地方公共団体の使用許可等を受けていること。 | 審査基準第2-1-(1) | | | 6 不動産を国又は地方公共団体から借用している場合は、国又は地方公共団体の使用許可等を受けていること。 | 審査基準第2-1-(1) |
| | | 10 不動産を国又は地方公共団体以外の者から借用している場合は、その事業の存続に必要な期間の利用権を設定し、かつ、登記がなされていること。 | 審査基準第2-1-(1) | | | 7 不動産を国又は地方公共団体以外の者から借用している場合は、その事業の存続に必要な期間の利用権を設定し、かつ、登記がなされていること。 | 審査基準第2-1-(1) |
| | 3 会計管理 | | | | 3 会計管理 | | |
| | (1)予 算 | 1 予算は、定款の定めに従い適正に編成されていること。 | 定款準則第12条備考一(評議員会の権限)の条、第17条 | | (1.)予 算 | 1 予算は、定款の定めに従い適正に編成されていること。 | 定款準則第12条備考一(評議員会の権限)の条、第17条 |
| | | 2 予算が適正に執行されていること。<br>なお、予算の執行に当たって、変更を加えるときは、あらかじめ理事会の同意を得ていること。 | 定款準則第12条備考一(評議員会の権限)の条、第21条 | | | 2 予算が適正に執行されていること。<br>なお、予算の執行に当たって、変更を加えるときは、あらかじめ理事会の同意を得ていること。 | 定款準則第12条備考一(評議員会の権限)の条、第21条 |
| | (2)会計処理 | 1 経理規程を制定していること。 | 定款準則第20条<br>会計基準(局長通知)3-(1)、4-(1)<br>会計基準(課長通知)1-(1)<br>「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」(平成12年2月17日社会・援護局企画課長等連名通知)<br>「「社会福祉法人会計基準」及び「指定介護老人福祉施設等会計処理等取扱指導指針」等の当面の運 | | (2)会計処理 | 1 経理規程を制定していること。 | 定款準則第20条<br>会計基準(局長通知)3-(1)、4-(1)<br>会計基準(課長通知)1-(1)<br>「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」(平成12年2月17日社会・援護局企画課長等連名通知)<br>「「社会福祉法人会計基準」及び「指定介護老人福祉施設等会計処理等取扱指導指針」等の当面の運 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 用について」(平成12年12月19日社会・援護局施設人材課長等連名通知) | | | 用について」(平成12年12月19日社会・援護局施設人材課長等連名通知) |
| | 2　会計責任者が置かれていること。<br>なお、会計責任者と出納職員の兼務は避け、内部けん制組織が確立されていること。 | 会計基準(課長通知)1-(1) | | 2　会計責任者が置かれていること。<br>なお、会計責任者と出納職員の兼務は避け、内部けん制組織が確立されていること。 | 会計基準(課長通知)1-(1) |
| | 3　現金保管については、保管責任が明確にされていること。 | 会計基準(課長通知)1-(1) | | 3　現金保管については、保管責任が明確にされていること。 | 会計基準(課長通知)1-(1) |
| (3)債権債務の状況 | 1　借入金は、理事会の議決(及び評議員会の意見の聴取)を経て行われていること。<br>また、借入金が、事業運営上の必要によりなされたものであること。 | 定款準則第12条備考一(評議員会の権限)の条、第17条、第21条 | (3)債権債務の状況 | 1　借入金は、理事会の議決(及び評議員会の意見の聴取)を経て行われていること。<br>また、借入金が、事業運営上の必要によりなされたものであること。 | 定款準則第12条備考一(評議員会の権限)の条、第17条、第21条 |
| | 2　借入金の償還財源に寄附金が予定されている場合は、法人と寄附予定者との間で書面による贈与契約が締結されており、その寄附が遅滞なく履行されていること。 | 審査要領第2-(1)、(2) | | 2　借入金の償還財源に寄附金が予定されている場合は、法人と寄附予定者との間で書面による贈与契約が締結されており、その寄附が遅滞なく履行されていること。 | 審査要領第2-(1)、(2) |
| (4)決算及び財務諸表 | 1　決算手続は定款の定めに従い適正に行われていること。 | 定款準則第12条備考一(評議員会の権限)の条、第18条<br>会計基準(課長通知)1-(3) | (4)決算及び財務諸表 | 1　決算手続は定款の定めに従い適正に行われていること。 | 定款準則第12条備考一(評議員会の権限)の条、第18条<br>会計基準(課長通知)1-(3) |
| | 2　財産目録、貸借対照表及び収支計算書が整備され、保存されていること。 | 法第44条第2項、第4項<br>審査基準第3-5-(2)<br>定款準則第18条<br>会計基準(課長通知)1-(3) | | 2　財産目録、貸借対照表及び収支計算書が整備され、保存されていること。 | 法第44条第2項、第4項<br>審査基準第3-5-(2)<br>定款準則第18条<br>会計基準(課長通知)1-(3) |
| (5)その他 | 1　寄附金を募集する際には、関係法令の定めに従い行われていること。また、寄附金が募集の際の使途に即して使用されていること。 | 法第73条、第120条<br>施行規則第14条 | (5)その他 | 1　寄附金を募集する際には、関係法令の定めに従い行われていること。また、寄附金が募集の際の使途に即して使用されていること。 | 法第73条、第120条<br>施行規則第14条 |
| | 2　社会福祉施設の利用者又は利用者の家族等に寄 | 指導監督徹底通知5-(4)-エ | | 2　社会福祉施設の利用者又は利用者の家族等に寄 | 指導監督徹底通知5-(4)-エ |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | 附金を強要していないこと。 | | |
| | 3　社会福祉施設の利用者から預かっている金銭は別会計で経理されているとともに適正に管理がなされていること。 | | 会計基準（課長通知）1-(6)<br>指導監督徹底通知5-(4)-エ |
| 4　その他 | 1　法人が提供する福祉サービスの内容、法人の財務状況等について関係者に対する情報提供が適切に行われていること。 | 法人の業務及び財務等に関する情報はインターネットを活用するなどにより自主的に公表することが適当であること。<br>また、法人の理事及び評議員の氏名、役職等の情報も同様の方法で公表することが望ましいこと。 | 法第44条第4項、第75条～第77条、第79条<br>審査基準第3-5-(2)<br>定款準則第18条第2項 |
| | 2　福祉サービスの質の評価を行い、サービスの質の向上を図るための措置を講じていること。 | | 法第78条第1項 |
| | 3　福祉サービスに関する苦情解決の仕組みへの取組が行われていること。<br>削　除 | | 法第82条<br>削　除<br>削　除<br>削　除 |
| | 4　当該法人が登記しなければならない事項について登記がなされていること。 | | 組合等登記令（昭和39年政令第29号）<br>審査基準第2-1-(1) |

※　法令・通知の略号
○　法　→　社会福祉法（昭和26年法律第45号）
○　施行規則　→　社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号）
削　除
削　除

○　審査基準　→　「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日社会・援護局長等連名

| | | | |
|---|---|---|---|
| | 附金を強要していないこと。 | | |
| | 3　社会福祉施設の利用者から預かっている金銭は別会計で経理されているとともに適正に管理がなされていること。 | | 会計基準（課長通知）1-(6)<br>指導監督徹底通知5-(4)-エ |
| 4　その他 | 1　法人が提供する福祉サービスの内容、法人の財務状況等について関係者に対する情報提供が適切に行われていること。 | | 法第44条第4項、第75条～第77条、第79条<br>審査基準第3-5-(2)<br>定款準則第18条第2項 |
| | 2　福祉サービスの質の評価を行い、サービスの質の向上を図るための措置を講じていること。 | | 法第78条第1項 |
| | 3　福祉サービスに関する苦情解決の仕組みへの取組が行われていること。<br>4　社会福祉施設設備等の管理が十分に行われ、防災対策等が講じられているとともに、その実施体制が確立されていること。 | | 法第82条<br>各社会福祉施設最低基準省令<br>「社会福祉施設における地震防災応急計画の作成について」（昭和55年1月16日社会局施設課長等連名通知）<br>「社会福祉施設における防火安全対策の強化について」（昭和62年9月18日社会局長等連名通知） |
| | 5　当該法人が登記しなければならない事項について登記がなされていること。 | | 組合等登記令（昭和39年政令第29号）<br>審査基準第2-1-(1) |

※　法令・通知の略号
○　法　→　社会福祉法（昭和26年法律第45号）
○　施行規則　→　社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号）
○　退職手当共済法　→　社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和36年法律第155号）
○　退職手当共済法施行規則　→　社会福祉施設職員等退職手当共済法施行規則（昭和36年厚生省令第36号）
○　審査基準　→　「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日社会・援護局長等連名

| | |
|---|---|
| 通知）（別紙１）<br>○　定款準則　→　「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月１日社会・援護局長等連名通知）（別紙２）<br>○　審査要領　→　「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月１日社会・援護局企画課長等連名通知）<br>○　会計基準（局長通知）　→　「社会福祉法人会計基準の制定について」（平成12年２月17日社会・援護局長等連名通知）<br>○　会計基準（課長通知）　→　「社会福祉法人会計基準の制定について」（平成12年２月17日社会・援護局企画課長等連名通知）<br>○　指導監督徹底通知　→　「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」（平成13年7月23日社会・援護局長等連名通知） | 通知）（別紙１）<br>○　定款準則　→　「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月１日社会・援護局長等連名通知）（別紙２）<br>○　審査要領　→　「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月１日社会・援護局企画課長等連名通知）<br>○　会計基準（局長通知）　→　「社会福祉法人会計基準の制定について」（平成12年２月17日社会・援護局長等連名通知）<br>○　会計基準（課長通知）　→　「社会福祉法人会計基準の制定について」（平成12年２月17日社会・援護局企画課長等連名通知）<br>○　指導監督徹底通知　→　「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」（平成13年7月23日社会・援護局長等連名通知） |

参考資料３－２

「社会福祉法人指導監査要綱」の改正に係る基本的考え方
（各都道府県市から寄せられた主な意見・質問に対する回答）

| 主な意見・質問 | 基本的な考え方 |
|---|---|
| Ⅰ　「１　指導監査の目的」<br><br>①　「～運営全般について積極的に助言、指導を行う」が削除された趣旨はなにか。<br><br>②　法人の自立を尊重する観点から「積極的な」助言・指導を削除する趣旨は賛成だが、未成熟な法人も多いことから指導監査事項のみの監査で適正な運営が確保できるか疑問があるので、法人への「必要に応じた」助言・指導は必要ではないか。<br><br>③　所轄庁が調書において独自の指導監査項目を追加することは可能か | （回答）<br>①　社会福祉法人については、「自立・自律と責任」の経営が求められるとともに、極めて詳細に立ち入った指導は見直しが必要とされたことから、「運営全般について積極的に助言」という文言を削除し、法人の指導監査の視点を明確にしたものである。<br><br>②　法人の指導監査に当たっては、法令等の遵守状況のチェックとともに、育成・支援的な意味で必要に応じた助言指導を行うことは差し支えないが、その際に極めて詳細に立ち入った指導は避け真に必要なものに絞るべきである。<br><br>③　今回の改正は、所轄庁において独自の指導監査項目を追加することを妨げる趣旨ではないが、今回の改正を踏まえて、所轄庁が指導監査項目の見直しを行う際は、上記①のような視点を踏まえて見直しを図られたい。 |
| Ⅱ　「２　指導監査の実施等（３）」<br><br>（指導監査の重点化関係）<br>①　改正の趣旨である監査対象法人の重点化を明確にするため、「２年に１回として差し支えない」を「２年に１回行うこと。なお、問題を有する法人については、年に１回実施すること。」に修正されたい。<br><br>②　指導監査の重点化は賛成であるが、対象法人の重点化の要件が明確でないと運用面で問題が生じるため、ア、イの要件にある「大きな問題」の基準について明確にされたい。 | （回答）<br>①　重点化に当たり、原則として毎年実施としていたところを２年に１回としたことから、「原則として２年に１回とすること」とする。<br><br>②　「大きな問題」について、例示すれば次のようなものが考えられるが、実際の判断に当たっては、法人ごとの個別の実情を総合的に勘案し、所轄庁において適正に判断されたい。 |

| | |
|---|---|
| | 要件アの例<br>（ｉ） 特定の個人（又は特殊な関係にある少数の者）の独断による法人運営。<br>（ii） 理事会（評議員会）が形骸化しており、役員（評議員）の選任、新規事業、資金借入、基本財産処分等の重要事項が未審議<br>（iii） 資産又は会計管理上の不備。<br>（法人の事業と無関係な担保提供、理由がない高額な随意契約及びその契約先から高額な寄附、会計処理上の問題が多発。）<br>（iv） 財政の悪化及び再建中の場合。<br><br>要件イの例<br>（ｉ） 施設最低基準の違反<br>（職員の未充足、居室等の不適当な転用等）<br>（ii） 施設・事業の会計管理が不適切<br>（多額の過誤請求、理由がない高額な随意契約及びその契約先から高額な寄附、会計処理上の問題が多発。） |
| ③ アの要件における「関係法令・通知（法人に係るものに限る）」の範囲はどこまで含まれるのか。<br>例えば、社会福祉法関係法令とは呼べない法令（民法、消費者契約法等）に関する重大な違反があった場合には、アの要件についてはどのように解すべきか。 | ③ 「関係法令・通知（法人に係るものに限る）」とは、原則として「社会福祉法人指導監査要綱」において示されている法令及び関係通知をいう。<br>しかしながら、他法令の違反を原因として、法人等の運営に大きな問題があると所轄庁が判断する場合は、要件に該当しないと取り扱うべきと考える。 |
| ④ イの要件の施設基準の問題は、施設監査を行った上で明確になるが、政令市・中核市内の施設については、都道府県が法人の所轄庁である場合、政令市・中核市が実施した施設監査上の問題点を都道府県が把握する手段が確保されていない。 | ④ 従前より、施設等の指導監査を実施した都道府県市は、その結果について関係する都道府県市への情報提供に努めるよう、としているところである。<br>指定都市・中核市において施設等を経営する都道府県所管法人については、施設等の指導監査を担当する指定都市・中核市と法人を所管する道府県が十分連携を取りながら法人の指導監査を実施されたい。 |
| ⑤ 法人が公益事業等を実施している場合、公益事業等についても問題が認められないことを要件とすべき。 | ⑤ 要件イについて「社会福祉事業等」として、法人が実施する公益事業及び収益事業が対象となることを明確にした。<br>公益事業及び収益事業については、社会福祉法人審査基準等の遵守状況に照らし、要件に該当するか否かを判断された |

| | |
|---|---|
| | い。 |
| ⑥　法人監査の頻度の最終的な判断は所轄庁の裁量に委ねられているとの理解でよろしいか。 | ⑥　お見込みのとおりである。 |
| ⑦　書面監査を都道府県レベルで残すことはできないか<br>法人による自主点検を行う観点からも残すべきではないか。 | ⑦　通報又は現況報告書等により問題が生じているおそれがあると認められる場合は、随時指導監査を行うこととされていることから、書面監査は廃止されたい。<br>また、都道府県等により、毎年度、自主点検表を配布している場合があるが、それを妨げる趣旨ではない。 |
| ⑧　書面監査の廃止により法人運営情報が得にくくなるため、現況報告書の内容を充実させて欲しい。 | ⑧　現況報告書様式「社会福祉法人の認可について」（局長通知）の（別記様式５）の改正を検討したい。 |
| Ⅲ　「２　指導監査の実施等（４）」 | |
| （重点化の要件関係）<br>①　アからウの要件を満たしていることは、直ちに法人運営に問題がないことにつながるものではなく、法人監査の回数を減少させる理由とならないのではないか。また、利用者サービス等に外部の目が入っていることが、適正な法人運営を担保することになるのか。 | （回答）<br>①　指導監査を２年に１回とする要件を満たしていれば、適正な法人運営について概ね確保されていると考えている。<br>法人の指導監査を４年に１回とする基本的な考え方は、２年に１回とする要件を満たした上で、さらに、法人の積極的な取組を所轄庁が評価して、実地監査の頻度を緩和するものである。 |
| ②　４年に１回の指導監査では、指導の徹底を行う上で不十分だと考えられる。法人役員の任期を目安に２年に１回程度は実施すべきではないか。<br>（３年に１回、自治体で判断し３～５年に１回等の意見あり） | ②　既に改正前通知において、法人が外部監査を活用した場合は、所轄庁の判断により当該外部監査を２年に１回行うこととされている実地監査とみなして差し支えないこととしているところ。<br>また、法人の積極的な取組を促す観点からも法人の指導監査を４年に１回と緩和したものである。 |
| ③　４年に１回とする判断基準が不明確である。判断にバラツキが生じないよう判断基準を示されたい。 | ③　４年に１回とする判断基準については、以下の④～⑨に示す事項を参考として所轄庁において適正に判断されたい。 |
| （第三者評価関係）<br>④　第三者評価結果の公表について、評価判断基準のｂ、ｃが多い場合の取扱いはどうすべきか。 | （第三者評価関係）<br>④　今回の改正では、法人が利用者サービスの透明性の確保に積極的に取り組んでいる状況を評価することとしており、このため福祉サービス第三者評価を受審し、その結果を適切に |